

労災歯科診療行為マスタ(労災基本テーブル) 登録内容の一部訂正

平成25年9月24日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101120050	電話再診料	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用
101120060	同日再診料	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用
101120070	同日電話再診料	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用
101400030	初診時ブラッシング料(処置)	5(変更)	通則加算グループ	0000	A901	平成25年6月診療分から適用
101500150	初診時ブラッシング料(手術)	5(変更)	通則加算グループ	0000	A902	平成25年6月診療分から適用
101800490	診断書料(傷病の状態等に関する届 様式第16号の2)	5(変更)	新又は現点数	5000.00	4000.00	平成25年6月診療分から適用
101900010	労災(2週間以内)(1.3倍)	5(変更)	加算コード	CAR01	AAR01	平成25年6月診療分から適用
101900020	労災(2週間超)(1.01倍)	5(変更)	加算コード	CAR02	AAR02	平成25年6月診療分から適用

※ 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。